

平成27年度 家庭系燃やせるごみ指定袋配送業務及びごみ処理手数料
徴収業務委託（高岡区域）仕様書

1 目的

この仕様書は、高岡地区広域圏事務組合（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する家庭系燃やせるごみ指定袋配送業務及びごみ処理手数料徴収業務（以下「受託業務」という。）について必要な事項を定める。

2 業務場所

高岡市内及び甲が指定する近隣市町

3 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却にかかる手数料条例（平成26年条例第3号）をいう。
- (2) 指定袋 条例に規定する「家庭系燃やせるごみ指定袋」をいう。
- (3) 取扱店 甲の指定を受けて、指定袋を一般に販売する店舗をいう。
- (4) ごみ処理手数料 条例に規定する手数料をいう。
- (5) 取扱手数料 取扱店に対する販売手数料をいう。

4 業務期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

ただし、この期間前に業務実施のために必要な準備期間がある。

5 業務内容

甲が乙に委託する業務は、次の各号に定めるものとする。詳細については、仕様書細目に明記する。

- (1) 指定袋配送業務
取扱店からの依頼に基づき、指定袋を配送する業務
- (2) ごみ処理手数料の徴収業務
ごみ処理手数料を地方自治法施行令第158条第1項の規定による徴収委託によって取扱店から徴収し甲に納入する業務

6 業務の管理と責務

- (1) 業務の管理は甲が乙へ無償で貸与する「指定袋配送管理システム」により行なうこと。なお、委託業務終了時においては、業務に使用したシステム、データ等を消去するものとする。
また、受託期間中に知りえたデータ等を他の目的に使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。
- (2) 乙は、指定袋及び徴収したごみ処理手数料を適切に管理するものとし、不適切な管理等によって紛失等の損害が発生した場合には、乙が責任を負うものとする。

7 検査等

甲が必要と認めるときは、乙に対して本業務に係る資料の提出を求め、または検査を実施できるものとする。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

平成２７年度 家庭系燃やせるごみ指定袋配送業務及びごみ処理手数料
徴収業務委託（高岡区域）仕様書細目

1 目 的

この仕様書細目は、平成２７年度指定袋配送業務及びごみ処理手数料徴収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）について業務内容等詳細事項を定めるもの。

2 指定袋配送業務の細目

(1) 指定袋の受領・管理

- ① 乙は、甲が指定する指定袋製作者に指定袋の配送を依頼し、納入を受けるものとする。ただし、その場合の依頼頻度については、月２回程度を目途とする。
- ② 乙は、取扱店からの注文に対し、いかなるときも指定袋が欠品しないよう、適量（１ヶ月程度の配送取扱量）の在庫を適正管理できる保管場所を確保し、併せて在庫管理を随時適切に行うものとする。

(2) 指定袋の配送

- ① 配送日は、原則として月曜日（前週金曜日午前中までに発注依頼があったもの）、水曜日（火曜日午前中までに発注依頼があったもの）、金曜日（木曜日午前中までに発注依頼があったもの）とする。これらの配送曜日が年末年始又は国民の祝日の場合は翌営業日とする。
なお、上記以外の発注依頼についても、可能な限り対応するものとし取扱店の利便性向上に考慮すること。
- ② 配送依頼受付日及び時間は、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までとする。ただし、ＦＡＸは２４時間対応とする。
- ③ 指定袋の取扱い単位は全種類とも１箱（１０枚×５０袋）とする。
- ④ 取扱店が定めた日を経過しても手数料の納付がなく新たな配送依頼があった場合、収納確認の後に当該配送を行うものとする。

(3) 準備期間と引継ぎ

① 仕様書第４項但し書きに規定する準備期間

平成２７年４月１日以降、間断なく取扱店に指定袋を供給するため、甲の指示に従い３月中に仕様書第６項に規定する「指定袋配送管理システム」を乙のパソコンにセットアップし、運用テスト等を行い業務を確実にこなせるようにすること。

合わせて乙は、甲と旧年度（平成２６年度）受託者との３者による引渡確認書に基づき残余指定袋の引き渡しを受け、これを乙の保管場所へ搬出すること。なお、運搬に係る経費は乙の負担とする。

② 契約期間満了後の指定袋引き渡しについて

乙が管理する指定袋は、契約期間満了後に甲の確認・指示を得て、平成２８年度本業務を受託する者が、乙の指定する場所から搬出するものとし、運搬に係る経費は平成２８年度受託者の負担とする。

③ その他

配送車両及び配送先での賠償などに対応できる十分な任意保険、賠償保険などに

加入するものとし、乙と取扱店間の配送業務については、乙の責任のうえで行なうものとする。

3 ごみ処理手数料の徴収業務の細目

(1) 手数料の徴収

- ① 乙は、指定袋を取扱店に配送、納品する際、別表に掲げる手数料の額から、納入数量につき、指定袋取扱手数料として指定袋大及び指定袋中は5%、指定袋小については10%に相当する額を差し引いた額を取扱店から徴収するものとする。
- ② 取扱店からの手数料徴収方法は現金収納を原則とする。ただし、取扱店が大規模法人等で現金による徴収が困難な場合、乙が指定する金融機関への振込みにより徴収することができる。この場合の振込手数料は乙と取扱店のいずれかが協議のうえ負担するものとする。

なお、乙と取扱店の収納事務処理は乙の責任において行なうものとする。

(2) 報告と管理

- ① 乙は、毎月5日までに、前月中に取扱店に納品した種別・取扱店別の指定袋の数量等について、甲が指定する帳票及び提出を求めるデータを、指定袋配送管理システムからEメールにより、甲へ報告するものとする。
- ② 乙は、徴収したごみ処理手数料について、甲が発行する納入通知書により、毎月20日までに受託歳入計算書を添えて北陸銀行高岡市役所出張所又は甲が指定する金融機関に払い込むものとする。ただし、支払日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日若しくは当該金融機関の休業日に当たるときは、これらの日の翌日とする。
- ③ 経費の負担区分

受託業務履行上必要な経費〔車両、パソコン、FAX、事務用品（振込手数料、請求書、領収書及び収入印紙等含む）及び人件費等〕は乙の負担とする。

④ 徴収証拠書類の保管

乙は徴収した当該年度のごみ処理手数料に係る証拠書類を整理保管し、次年度本業務受託者に引き継ぐこと。なお、引き継いだ受託者は当該書類を、ごみ処理手数料を収納した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管すること。

別表

ごみ処理手数料		
指定袋 大	1袋につき	30円
指定袋 中	1袋につき	20円
指定袋 小	1袋につき	10円